

2019年2月1日 全5頁

# 日本とEUの間で十分性認定が発効

本人の同意や標準データ保護条項なしで域外移転が可能に

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

## [要約]

- 2019年1月23日、日本とEUの間で、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効し、相互に「個人データの移転を行うことができるだけの十分なデータ保護の水準を持つ」と認めた（十分性認定）。
- 十分性認定により、EU域内から日本への個人データの移転の際に、拘束的企業準則や、標準データ保護条項が必要なくなると考えられる。ただし、EU一般データ保護規則（GDPR）の適用対象である日本法人について、十分性認定発効以後も変わらずGDPRが適用されることには注意が必要である。
- 十分性認定に基づき、EU域内から日本に移転された個人データは、日本の個人情報保護法だけでなく、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」にも従って扱わなければならない。
- 十分性認定により、日本からEU域内への個人データの移転において、本人の同意は必要ないとされた。ただし、EU域内にある事業者が日本の個人情報保護法の適用対象であるならば、十分性認定発効以後も変わらず個人情報保護法が適用されることには留意すべきである。

## 1. 日EU間で個人データ移転に関する十分性認定が発効

2019年1月23日、日本とEUの間で、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効した。これは、日本とEUが相互に、「個人データの移転を行うことができるだけの十分なデータ保護の水準を持つ」と認めるものである（以下、これを「十分性認定」と呼ぶ）。

十分性認定については、日EU間において、2016年4月以降、対話が行われてきた。図表1のとおり、2018年から特に議論が加速し、今般の十分性認定発効にいたった。

図表 1 日 EU 間の十分性認定に関する議論の経緯

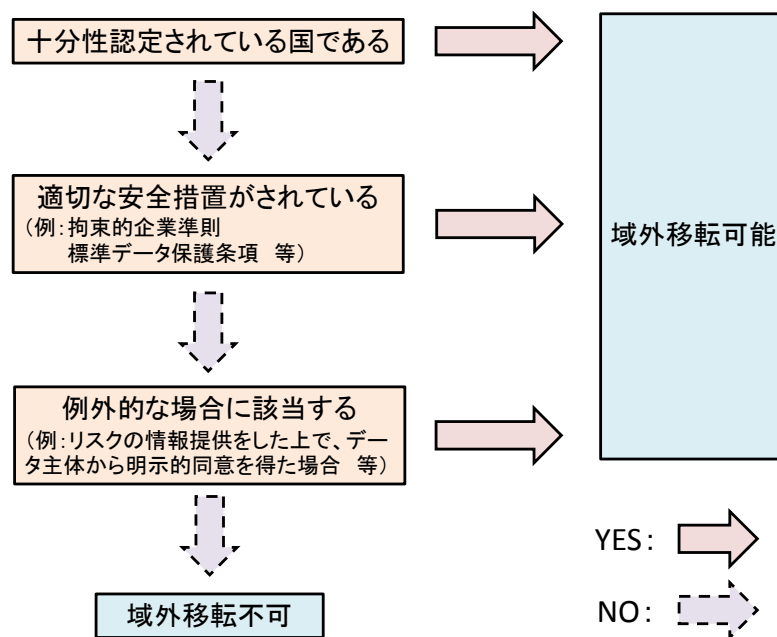
2018年	5月31日	可能な限り早期に十分性認定に係る手続を完了させるためのコミットメントを共有し、作業を加速することに合意
	7月17日	2018年の秋までに十分性認定に係る手続を完了させることに合意
	8月24日	「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を公表
	9月6日	欧州委員会、日本に対する十分性認定手続を正式に開始することを閣議決定
2019年	1月23日	日EU間の十分性認定が発効

(出所) 個人情報保護委員会より大和総研作成

## 2. 十分性認定発効による影響 (EU→日本へのデータ移転)

### (1) 拘束的企業準則等が不必要に

図表 2 EU 域外への個人データ移転に関するフローチャート



(出所) 欧州委員会より大和総研作成

EU 一般データ保護規則 (GDPR) 第 45 条では「第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人データの移転を行うことができる」(個人情報保護委員会仮日本語訳、以下同) とされている。この十分性認定がない場合は、適切な保護措置をしておき、かつ、データ主体の執行可能な権利及びデータ主体のための効果的な司法救済が利用可能な場合のみ、個人データの移転が許される。ここでいう「適切な保護措置」とは、拘束的企業準則 (GDPR 第 47 条) や、標準データ保護条項 (GDPR 第 46 条等) などによって講じるものとされている。

拘束的企業準則とは、グループ会社間における個人データの移転について定めた内部的な規

則である。拘束的企業準則が承認されることで、例えば多国籍企業は、グループ内での EU 域外への個人データの移転が可能となる。

標準データ保護条項とは、欧州委員会等が採択・承認した個人データの域外移転を可能とするためのモデル条項であり、データの提供側と受領側の間でこの条項に基づき契約を結ぶことで、両者間でのデータの域外移転が可能となる。

また、以上のいずれにも該当しない場合であっても、例えば、そのデータ主体が、充分性認定がなく、かつ適切な保護措置もない域外移転に関するリスクの情報提供を受けた上で、移転に明示的に同意した場合等であれば、例外的に域外移転をすることが可能とされている。

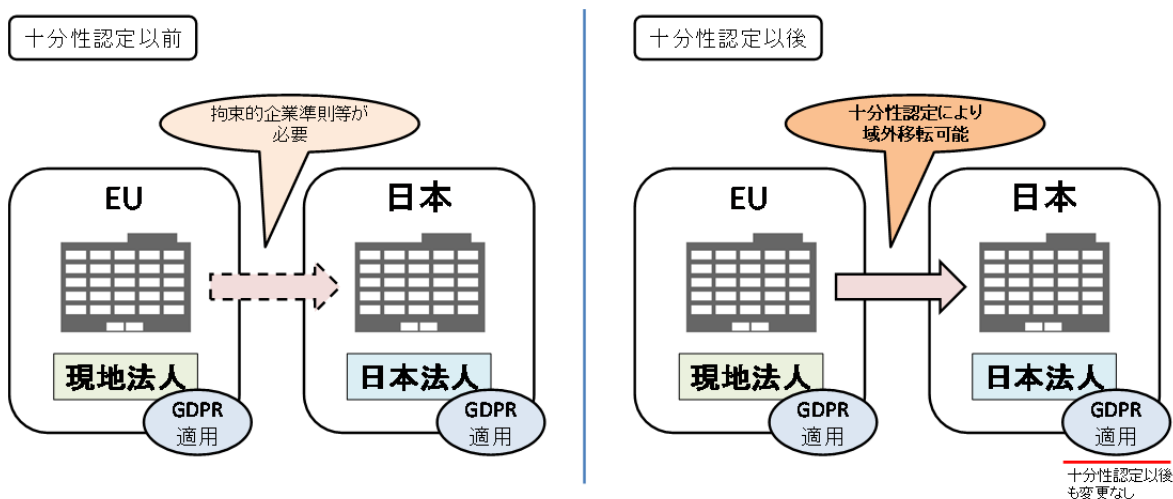
つまり、これまでは、日本国内の企業等へ欧州の個人データを域外移転する場合、拘束的企業準則や標準データ保護条項に基づいているか、もしくはデータ主体から明示的同意を得ておく必要があった。しかし、今回の充分性認定により、日本国内の企業等への個人データ移転は、安全措置等にかかわらず、可能とされたと考えられる<sup>1</sup>。

ただし、いくつか注意すべき点がある。

そもそも GDPR の適用対象は EU 域内の法人に限定されない。例えば日本法人であっても、EU 域内に「拠点」(GDPR 第 3 条)があり、その拠点の活動に関連する個人データを取り扱う場合、GDPR の適用対象となる(例えば EU 域内に子会社があり、その子会社の活動の過程で EU 域内の個人データを日本法人親会社で処理するケース等が想定される)。

この場合、充分性認定が発効され域外移転が可能になったとはいえ、こうした日本法人への GDPR の適用が免除されたというわけではない。例えば、日本法人が、EU 域内に拠点たる現地法人を設置しており、現地法人から日本法人へ拠点の活動に関連する個人データを移転するケースを考える(図表 3)。

図表 3 充分性認定前後の域外移転の違い



(出所) 大和総研作成

<sup>1</sup> GDPR 第 45 条では、充分性認定をされた国への個人データの移転は、「いかなる個別の許可も要しない」とされている。

この場合、これまでは現地法人、日本法人ともに GDPR の適用を受ける上、現地法人と日本法人の間で拘束的企業準則を定める等の措置をとる必要があった。今回十分性認定が認められたことで、今後は現地法人と日本法人の間で、そうした措置が求められるわけではなくなったが、今後も現地法人、日本法人ともに域外移転されたデータについて GDPR の適用を受けるということには変わりはないということには注意したい。

また、EU による日本への十分性認定は、少なくとも 4 年毎に見直しを行うとされており（GDPR 第 45 条）、今回十分性認定されたからといって、今後見直しによって十分性認定が停止される可能性がないとは言えないため、今後も動向を見守る必要があるだろう。

## （２）補完的ルール の適用

日本の個人情報保護委員会は、2018 年 9 月に、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（以下、補完的ルール）を公表した。これは日本が EU から十分性認定を受けるという前提に基づき、個人データが移転された際に、日 EU 間の制度の違いを踏まえ、当該個人データについて個人情報保護法に加え、より高い水準の保護を求めるものである。

EU から個人データを域外移転された日本法人は、個人情報保護法だけではなく、補完的ルールにも従って、当該個人データを扱う必要がある<sup>2</sup>（図表 4）。

図表 4 補完的ルールの内容

	内容
①要配慮個人情報の範囲拡大	要配慮個人情報に、「性生活」、「性的指向」、「労働組合に関する情報」を追加
②保有個人データの範囲拡大	「6ヶ月以内に消去することになっている個人データ」も、保有個人データとする
③利用目的の確認・記録	日本法人が十分性認定に基づきEU域内の個人データを提供される場合、提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する
④第三国への再移転の規定	十分性認定に基づきEU域内から提供された個人データを、さらに第三国に移転する場合は、原則として、移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ本人の同意を得る必要がある
⑤匿名加工情報の範囲縮小	十分性認定に基づきEU域内から提供された個人情報は、加工方法等情報を削除することで、「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り」、匿名加工情報とみなす

（出所）個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」および法令等より大和総研作成

特に注意が必要なのが、④第三国への再移転の規定である。日本法人が EU 域内から十分性認定に基づき、個人データを提供され、当該データを第三国に再移転をしようとする場合、「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある（図表 5

<sup>2</sup> なお、EU から移転された個人データについて日本法人が GDPR の適用を受ける場合（例えば前掲図表 3 のような場合）は、個人情報保護法、補完的ルール、GDPR がすべて適用されることには注意が必要である。

の場合を除く)。

**図表 5 本人の同意なく EU 域内個人データを第三国に再移転可能な場合**

場合		例
①	提供先が、個人の権利利益の保護に関して、日本と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合	-
②	個人情報取扱事業者と提供先との間で、提供先による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法(契約等)により、本ルールを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合	-
③	法令に基づく場合	
④	人の生命等または財産の保護のために必要がある	本人の同意を得ることが困難
⑤	公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある	
⑥	国の機関等の法令の定める事務の遂行に事業者が協力する必要がある	本人の同意を得ることで事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
		警察の捜査に応じる場合 急病等の事態で本人の血液型や家族の連絡先を医師等に提供する場合 児童虐待のおそれのある家庭情報を児童相談所等が共有する必要がある場合 一般統計調査等に回答する場合

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」より大和総研作成

EU 域内個人データを第三国に再移転する際に、当該第三国が「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国」として規則で定められていなければ、基本的には、本人から同意を得るか、提供先との間で、法と同水準の個人情報保護に関する措置を連携して実施するための契約等を結んでおく必要がある。

### 3. 充分性認定発効による影響(日本→EU へのデータ移転)

日本の個人情報保護法 24 条では、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」に該当する外国の第三者に個人データを提供する場合は、あらかじめ本人から外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得る必要はない。

今回の充分性認定により、この規定に EU が該当することになり<sup>3</sup>、日本の個人情報取扱事業者は、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ずに、EU 内の第三者に個人データの提供をすることが可能になる。

なお、EU から日本へのデータ移転の場合と同様、提供先の EU 域内の事業者が個人情報保護法の適用対象<sup>4</sup>であった場合、充分性認定発効以後もこれまでどおり個人情報保護法の適用を受けることに変わりはないという点には注意が必要である。

<sup>3</sup> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)参照。

<sup>4</sup> 個人情報保護法では、「国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合」は各種規定を適用するとされている(個人情報保護法 75 条)。